

令和3年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和3年9月7日）

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、令和3年歌志内市議会第3回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において2番山崎瑞紀さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から9月9日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から9月9日までの3日間と決定いたしました。

追悼の言葉

○議長（川野敏夫君） ここで、謹んで報告申し上げます。

谷秀紀議員が去る7月31日に御逝去されました。誠に痛恨の極みでございます。ここに謹んで哀悼の意をささげるものでございます。

谷議員の葬儀に際しましては、議会を代表して私より弔辞を述べ、弔意を表してまいりました。

ここでは、谷議員の逝去を悼み、弔意を表すために、全議員を代表して追悼演説を行います。

歌志内市議会議員会会長、本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

追悼の言葉。

皆様のお許しをいただき、歌志内市議会を代表して、去る7月31日に亡くなられた故谷秀紀議員をしのび、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

ただいまこの壇上に立ち、皆様と相對するとき、谷さんが座っていた5番議席には、今はもう谷さんの姿はなく、密やかに花が飾られており、寂しさがこの議場を満たし、「5番、谷です」の声をもう二度と聞くことができないと思うと、悲しみがひとしお胸に込み上げてきます。私にとって、大先輩である谷さんがここにいないことを、今改めて認めざるを得ません。

7期、23年8か月の長きにわたり歌志内市議会議員を務められました谷秀紀さんは、令和3年7月31日午前2時3分、79歳で議員としての任期を残して、忽然として再び帰らぬ旅路につかれたのであります。ここに深く谷さんの死を悼み、同僚議員とともに追悼の意を表すものであります。

一昨年1月、谷さんは体の不調を訴えられ、入院し、手術を受けられ、その後は入退院を繰り返し、辛い治療に耐えながらも、歌志内市の将来のこと、歌志内市議会のこれからの在り方などについて、いつも考え、全身全霊で議会活動をしていました。また、議員として人一倍歌志内を愛し、市民の幸せを願う強い意志を持っておられました。

しかし、病魔は谷さんを容赦なく痛めつけ、議員の継続を許してはくれませんでした。今はもう、熱く語るそのお姿もなく、私ども議員として歌志内の将来を見据えるとき、これまで以上に谷さんの豊かな経験を必要とするこのときに、なんと非情であり、運命というものを恨む気持ちでいっぱいであります。

私は議員として、また親しくさせていただいた一人として、この議場であなたのための追悼の言葉を述べようとは夢にも思っておりませんでした。これからも、私ども議員に対して、先輩議員としてさらなる御指導をいただけるものと思っておりますだけに、歌志内市にとっても、私たち市議会にとっても、大きな損失であり、誠に残念であります。

また、奥様、お子様、かわいいお孫さんを残され、この世を去らなければならなかった谷さんの胸中を察するとき、余りあるものがあります。

私たちは、谷議員の市政発展に尽くされた数々の足跡をたたえとともに、これから先はあなたの御遺志を継承し、市民の方々とともに住みよい歌志内のまちづくりと市民の幸せのため努力してまいり所存でございます。

申し上げれば限りもなく、惜別の情は尽きず、今はあの厳しくも優しいお姿に再び接することができませんが、ここに在りし日の面影をしのび、生前の御功績をたたえつつ、心からの御冥福を申し上げまして、歌志内市議会を代表し、追悼の言葉といたします。

谷議員、さようなら。そして、今までありがとうございました。

令和3年9月7日。

歌志内市議会議員、本田加津子。

○議長（川野敏夫君） ここで、故谷秀紀議員の御冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。

議場のみなさん、御起立をお願いいたします。

黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（川野敏夫君） 黙禱を終わります。

皆様、御着席ください。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案6件、報告3件と選挙1件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和3年第2回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は、全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政について報告を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

市政報告。

歌志内／夢・まち未来会議について、市政報告をさせていただきます。

夢・まち未来会議につきましては、まちづくりに関心を持つ多くの市民が参加し、人口減少が続く本市における将来のあるべき姿や夢、その夢を実現するため、方法など自由に語り合う場として、住みたいまち、次世代に誇れるまちの実現を目的に、参加者の対象を市内在住者または市内事業所などに通勤する18歳以上として、本年4月26日から参加者の募集を行ってまいりました。結果、男性5名、女性6名の計11名の市民の方々から応募がありました。平均年齢は、おおよそ40代半ばであります。

会議は、これまで6月24日、7月29日、8月26日の3回開催し、1回目は参加者の自己紹介から始まり、未来会議への参加動機や歌志内市の将来あるべき姿などについて意見交換を行いました。2回目は、ワークショップ形式により「複合施設の付加機能を考えよう」をテーマに、現在、義務教育学校敷地エリアの文教地区に児童館等一元化施設建設を検討していることから、未来会議からアイデアを募りました。3回目につきましては、同じくワークショップ形式での意見交換とし、二つのグループに分かれ、意見交換のテーマ設定などについて話し合われました。

4回目以降は、ワークショップの実践により、「20年後の目標人口を達成するために」などをテーマとして議論を進められる予定であります。

今後におきましても、夢・まち未来会議の開催状況などについて報告してまいります。
以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
以上で、市政報告を終わります。

選 挙 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 選挙第1号空知中部広域連合議会議員の補欠選挙を行います。この件については、空知中部広域連合議会議員1名の欠員に伴い、空知中部広域連合規約第8条第4項の規定により、広域連合議会議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

空知中部広域連合議会議員に山崎瑞紀さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました山崎瑞紀さんを空知中部広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました山崎瑞紀さんが空知中部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山崎瑞紀さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

報 告 第 1 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 報告第11号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

おはようございます。

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第11号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、「うたしない企業の笑顔応援補助金」について、長期化する新型コロナウイルス感染症等の影響により予想を上回る申請があったもので、厳しい経営状況下にある市内事業者を迅速に支援するため速やかに交付を決定する必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

次ページをお開き願います。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 歳入歳出予算の総額は変更なし。2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

7款1項とも商工費。1目商工業振興費18節負担金補助及び交付金88万4,000円の増額補正は、企業の笑顔応援補助金について予想を上回る申請があり、コロナ禍において厳しい経営状況が続く事業者の状況から迅速な支援が必要と判断し、予算を増額したものであります。

次に、15款1項1目とも予備費88万4,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整であります。

以上で、報告第11号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから、ただいまの専決処分について承認を求めることから、何点か質疑をさせていただきたいと思っております。

まず一つ目ではありますが、専決処分の理由に、「迅速に速やかに交付決定を必要」とは、どのような内容なのか。先ほどの理由の中にもコロナということで話が出ていましたが、それがどのくらいあったのかということをお伺いいたします。

次に、2番目であります。交付決定書通知といったものを行い、申請者から請求書が出てきて、審査して交付される、そういった流れになるのだと考えますが、9月の定例の補正予算確定まで待つことのできない内容だったのかお伺いいたします。

三つ目であります。うたしない企業の笑顔応援補助金交付要綱第5条第2項のただし書による交付は何件あったのかお伺いいたします。

以上、この3点であります。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず1点目の、どのような内容であったのか、またコロナはどれぐらいあったのかということですが、このたびの補助申請におきまして、第1次申請を6月1日から30日までの期間において受付を行ったところ、市内20事業者から申請がありました。申請の主な内容につきましては申請された業種により違いがありますが、美容業の場合は空気清浄機などの備品類の整備、また建設業においては、トラックやショベルローダーなどの大型機械、建設機械、小売業では冷蔵庫や空調機など、それぞれの事業者において営業を継続するために必要な設備機器や備品類の整備となっております。

2番目の9月の定例会補正で待てないのかという内容ですが、本事業は6月に第1次申請を受付し、7月に審査委員会を開催して、全ての申請において交付すべきものと判断されました。市としましては、審査委員会での審査を受け、うたしない企業の笑顔応援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、申請者に対して速やかに交付決定を行うことが必要と判断し、専決処分により補正予算を措置したものであります。

このたびの制度につきましては、低迷する地域経済の起爆剤として事業者の投資意欲を促し、地域経済の活性化や投資による事業の継続を図ることを目的としております。この目的を踏まえ、速やかに交付決定を行い、事業完了後には迅速に補助金を交付することによりまして、事業者に対する支援につながるものと、地域経済の活性化に結びつくものと考えたところでございます。

3番目のただし書による交付件数でございますが、交付要綱第5第2項の規定に基づく交付件数はございません。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 2回目の質疑であります。うたしない企業の笑顔応援補助金といったものを全て聞かせていただきました。内容、3点は全てその内容について聞かせていただいたわけですが、それも含めた歌志内市の補助金に係る予算執行の適正化を図るために、別に定める場合を除き、歌志内市補助金等交付規則による、とされております。そして、その歌志内市の補助金等交付規則、それを確認しますと、補助金は予算の範囲内において、そして補助事業者等に対して交付するものと、一定の縛りがかかっています。不足が生じた場合、今後も専決処分によってその予算措置を行う考えなのか、それにつきまして伺いをいたします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 私のほうからは、補助金交付の適正というか、これからもこういった専決処分において執行するかというような内容でございますけれども、今回の専決処分につきましては、先ほど来専決処分の理由を述べたとおりでございます。緊急、やむを得ないということで、市内事業者に対して迅速に交付することが大きな目的でございます。補助金交付規則でありますとおり、予算の範囲内において事業者に対して交付するということでございましたので、迅速に交付することに伴いまして、専決処分において今回処分したところでございます。

〔「答弁漏れですよ。」と発言する者あり〕

○企画財政課長（東所勝則君） 申し訳ございません。今後におきましては、こういった緊急、やむを得ない、そういった理由がない場合については、もちろん当然、通常の補正予算で対応していくことになると思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 3回目の質疑になりますが、正直、歌志内市というところは、市民に対して規則をしっかりと守りなさいということを常に言っていかなければならないところなのだと思います。今回の流れを見ますと、それは何か違うような気がするのですが、私はそのように考えています。それに対する答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 今年はコロナ禍という状況にあるわけでございまして、地域経済を支えなければならないということと、それと雇用を守っていかなければならないということがございます。中小企業、本当に奮闘してるところでございます。このたびのこの事業支援の中のメニューの中には、それぞれ空気清浄機を購入したり、そういったコロナ禍に対応する、そういう機器購入もございます。いち早く設備を施して、来客する方への安全安心ということにもつながるわけでございまして、今ほど企画財政課長が申し上げましたけれども、本当にこういう危機的な場合のみ、こういう形になろうかと思えます。そんなことで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 理由としては、コロナで大変なところに迅速にお金を出したいという意味合いで、6月の定例会で補正して予算を組んだ形なのですけれども、それ以上の申請があったということなのですけれども、7月15日に専決の確定日になっているのですよね。それ以降に、議会のほうに何らかの報告がなされたかということ、されてない状況であります。それまで、7月29日、8月の30日委員会があった中で、この迅速に対応するのは分かるのですけれども、それに加えて迅速に報告というのも大切な義務ではないかなと思うのですけれども、その辺何でできなかつたのか、ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

あと、この交付の条件で、さっき市長答弁されましたけれども、物を購入する、空気清浄機購入するだとか、いろいろ多分あると思うのですけれども、これは、物品購入だけに限っているのか、それ以外の物にかかっても申請要件が通るのかどうなのか確認しておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず議会、行政常任委員会等で報告すべきではないかという点につきましては、今後においてそのような報告については、速やかにできるように進めたいというふうに考えております。

また、物品についてですけれども、一応要件では、機械設備費または備品購入費、またその他の経費を認められるものというものがございまして、その他の経費というのは、例えばパソコンのソフトですとか、パソコン類ですとか、そういうものを想定しております。物品については、今のところ想定はしたものではありません。

ただ、相談の中では、事前にそういう相談を受けながら、その辺は事業者の説明をして、事前に相談するというところで進めているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 物品に限ったことではないということなのですけれども、コロナのことに関してこういう影響があるという、事業所から上がってくると思うのです。それに、空気清浄機なら分かる、目に見えてすぐ分かると思うのですけれども、人が、雇用がコロナによってできなくなる可能性があるからその補助金を使いたい、人員確保するのに補助金を使いたいだ

とか、そういったことに充てることができるのかどうなのか聞いておきたい。

委員会での報告なのですけれども、こういったことが今後ないように、庁舎内のほうに徹底して、市長、副市長含めてしていただきたいと思うのですけれども、その辺は市長のほうから答弁をいただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 冒頭、雇用に対する支援、補助というのは、これには該当しません。

それと、今後についてでございますが、2回ほど委員会がございました。その中で、これらについての状況を説明すべきところでございますけれども、これについては改めさせていただきますと思います。

今後このような経済対策と、あるいは雇用対策という部分に関して、たまたまこのうたしない企業応援補助金というのが今年からスタートしたところでございますけれども、たまたまコロナ禍ということで、少し想定した以上に多く申請がなされたといういうことでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第11号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第11号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 1 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 報告第12号令和2年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第12号令和2年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額がなく、将来負担比率は算定されないため数値は表示されません。実質公債費比率は11.2%です。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりです。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これで報告第12号は、報告済みといたします。

報 告 第 1 3 号

- 議長（川野敏夫君） 日程第8 報告第13号令和2年度決算に基づく歌志内市資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

- 副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第13号令和2年度決算に基づく歌志内市資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく歌志内市資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

特別会計の名称、市営公共下水道特別会計、病院事業会計、全ての特別会計において資金不足額がないため数値は表示されません。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりです。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

- 議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これで報告第13号は、報告済みといたします。

議 案 第 3 3 号

- 議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第33号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

- 市長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第33号教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字神威37番地8。

氏名、高澤悦子。

生年月日、昭和27年11月10日。

提案理由は、教育委員会委員、高澤悦子氏が令和3年9月30日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

任期は4年間でございます。

次のページをお開き願います。

高澤悦子氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

す。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、これに同意することに決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時35分 休憩

○議長（川野敏夫君） ここで、ただいま教育委員会委員に任命同意されました高澤教育委員会委員より御挨拶を受けたいと思います。

高澤教育委員会委員、御登壇願います。

○教育委員会委員（高澤悦子君） ー登壇ー

議会中の貴重なお時間をいただきまして大変恐縮に存じますが、先ほど本会議におきまして、私の教育委員再任についての御同意を賜りましたことにつきまして、心からお礼申し上げます次第でございます。

さて、本年4月から空知管内初の義務教育学校として歌志内学園が開校し、本市の新たな時代の義務教育が始まりました。中1ギャップの解消など、義務教育学校の効果に大いに期待しているところですが、歌志内の子供たちが9年間、健やかに成長し、また安心して学ぶことができるよう、教職員の努力はもとより、地域の皆さんの御支援が欠かせないものと思っております。

また、本市は人口減少により、年々児童・生徒数の減少が顕著であり、憂慮すべき事態となっておりますが、小さな町だからできるきめ細やかな教育支援により、地域を支える人材を育成することも重要だと考えております。

このたびの再任に当たりまして、子供たちの健やかな成長のため、教育推進のため、微力ではございますが、引き続き皆様の御指導、御支援を賜りながら職責を全うしてまいりたいと思っております。

今後ともよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） ありがとうございます。

以上で、教育委員会委員任命同意の御挨拶を終わります。

午前10時39分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第34号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第34号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） —登壇—

議案第34号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字神威256番地4。

氏名、板谷宏。

生年月日、昭和26年6月13日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員、板谷宏氏が令和3年12月13日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

任期は3年間でございます。

次のページをお開き願います。

板谷宏氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 3 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第35号歌志内市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—

議案第35号歌志内市消防団条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、人口減少や高齢化により消防団員数が定員を満たしていない状況が続いているため、今後において安定的に団員を確保できるよう任免要件を改めるほか、消防団の設置、名

称及び区域についての規定をより明確にするなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市消防団条例の一部を改正する条例。

歌志内市消防団条例（昭和30年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の1ページを御覧願います。

第1条は目的、第2条は団の設置の規定でございます。消防組織法に規定の条例で定めるところとされている内容を整理するため、第1条の目的の規定を新たに加え、団の設置についての規定を関係条文を整備した上で繰り下げるものでございます。

第3条は、任免の規定でございます。第3条第1号中、ただし書を加えることで、団長が防災のため、さらに消防団の発展に特に必要な人物であると認めた場合、在団を認めることができる規定でございます。第3条第2号は、消防団入団の際の適性を図ろうとするものでございます。

第9条及び第13条は服務規律、資料の2ページにまいりまして、第14条は報酬、第15条は費用弁償の規定でございます。

これらにつきましては、災害の定義を改めるほか、文言を整理するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから、2点につきまして質疑をさせていただきます。

第3条1項のただし書にある、特別な場合団長が必要と認めたという内容がありますが、その内容につきまして答弁をいただきたいと思っております。

二つ目であります。提案理由で、人口減少や高齢化により消防団員数が定員に満たないという状況が続いているという内容でございますが、消防団定員、その確保するためにどのような内容の活動されておられるのか、この2点につきまして答弁をいただきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 神消防次長。

○消防次長（神邦広君） まず特別な事情、その内容についての質問でございますが、特別な事情の内容につきましては、消防団入団後に市居住または勤務地であることが、市外に転居及び転職することにより要件を満たさなくなった消防団員の方が対象となっております。まず本人に在団する意志があること、災害時や訓練等の出勤実績が良好であること、地域につきましても、災害現場における到着時間を考慮いたしまして、当市近隣4市5町の区域内という一定の指針をクリアし、消防団にとって今後も知識・経験・技術などを生かしていただき活躍が期待される人材である場合のことを指しております。

2点目の団員確保の活動状況については、消防団幹部による勧誘活動を随時行っているほか、本年7月27日、28日に全町内会を訪問し、入団者の推薦の依頼を行っております。また、広報誌8月号に消防団員募集のチラシの折り込みを実施し、全世帯に配付しております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 地域が4市5町という答弁をいただきました。本当に近隣と言うので

あれば、非常時すぐ集まってこれるその地域というようなことになるのかと思っていたのですが、4市5町となると時間のかかる地域も必ず出てくるのではないかと思います。そういった関連のことはどのように考えておられるのか答弁をしてください。お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 神消防次長。

○消防次長（神邦広君） 距離的な部分ということでございますけれども、議員のおっしゃるとおり4市5町といいますが、場所によっては消防署までの距離が遠くて、遅くなるケースも考えられますので、当然時間的な部分も、考慮していく考えでおります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の答弁から、時間的にかかるということを知っていて、在団にまだ残っていたという方は引き続き団長が認めるというようなことだと私は思うのですが、緊急事態、消防ですとか、消防で行われる緊急事態という、火災ですとか、災害ですとか、本当に直ちにということが必要になってくるのだと思うのですが、それについて時間がかかる近隣の4市5町となると、車で走っても1時間かかるころもやはり出てくるのではないかと思います。そういったところの部分のこと、恐らくは選んでということになるのですけれども、どのような考えの基にその4市5町をお話しされているのか答弁してください。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいま議員のほうから、時間的なもの、距離的なものということで御指摘いただいたところでございますが、災害緊急という部分ではございますけれども、やはりある程度人数をどれだけ確保できるのかというのが非常に大切なことかなと思っております。9月1日現在で、定員60名の団員のところ今43名しかございません。これらの方々が機動的にできるだけ早い時間に現場に駆けつけていただけるというものを最初に考えなければならぬかなと思っております。実際に職員であっても団員であっても、やはりそのとき全ての人が歌志内市にいるのかどうかというのは限るわけではございません。当然、おっしゃられますように、例えば旭川とか札幌に行かれる方もいらっしゃると思います。そこにいらっしゃるって、常に駆けつけられない方もいらっしゃると思いますけれども、そういった状況の中でできるだけ多くの団員を確保したい。そういうことになるのかなと思っております。

それで、やはりそういったときに経験をいかに持っておられる方がその現場の中で迅速に対応していただけるのか、それがその防災に関しての重要なポイントなのかなと思っております。ですから、確かにその居住地が離れているという部分はございますけれども、やはりできるだけ多くの方、早めに現場に駆けつけていただけると。当然ながら、そういった方に対して団員、団長からとのお話の中でも、その辺をしっかりと確認した中で取り組んでいくことになるのかなと、こんなふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

議案第36号及び議案第37号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第36号と日程第13 議案第37号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第36号、議案第37号の決算認定につきまして一括御提案申し上げます。

なお、議案第37号につきましては、市立病院事務長から御提案申し上げます。

議案第36号令和2年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度歌志内市各会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定に付する決算は、令和2年度歌志内市一般会計歳入歳出決算、令和2年度歌志内市営公共下水道特別会計歳入歳出決算、令和2年度歌志内市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度歌志内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上の4会計でございます。

内容につきましては、各会計決算実績報告書により御説明いたしますので、実績報告書の1ページをお開き願います。

令和2年度各会計決算の概要でございます。朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

1、令和2年度各会計決算の概要。

令和2年度は、歌志内市総合計画後期基本計画並びに第2期総合戦略のスタートの年であり、今後のまちづくりの決意を示す節目の年として、効果や成果を重視した事業の選択と集中を徹底し、本市がより魅力的なまちとなるため、義務教育学校整備事業をはじめとする「よりよい教育環境の整備」、防災資機材の充実による「未来を創る強靱なまちづくり」、従前から実施している子供医療費の無料化や高齢者の外出支援に加え、インフルエンザ予防接種の全額助成対象の拡大やがん検診項目の拡充・健康診査の無料化等による「子育て世代へのサポート、超高齢化社会への挑戦」、長寿命化計画に基づく市営住宅の解体除却や設備更新などの「コンパクトシティによる快適な住環境の整備」、産業の多様化に向けて取り組んでいるワイン用試験栽培事業や市民の消費喚起による地域経済の活性化を目的としたプレミアム付商品券発行事業による「人が、企業が集うまちづくり」など、歌志内の将来を見据えた重点プロジェクトを着実に推進しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んだ結果、令和2年度決算の規模は前年度に比べ大幅な増となりました。

1、決算規模及び収支の状況。

一般会計以下4会計における歳入歳出決算の総額は、歳入54億2,778万5,000円、歳出52億1,216万9,000円で、2億1,561万6,000円の黒字となりました。前年度と比較し、歳入で7億5,554万3,000円、16.2%の増、歳出で7億3,561万3,000円、16.4%の増となりました。

各会計別の収支は、一般会計で2億1,062万7,000円、国民健康保険特別会計で489万円、後期高齢者医療特別会計で9万9,000円の黒字となりました。

市営公共下水道特別会計は、一般会計繰出金により収支の均衡を図っています。

2、歳入歳出の状況。

(1) 一般会計。

歳入増となった主な科目は、国庫支出金6億6,089万4,000円（対前年度比172.5%）、地方交付税8,595万7,000円（同3.5%）、市債8,544万7,000円（同48.2%）などで前年度を上回りました。

その内訳としては、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、特別定額給付金給付事業費補助金などコロナ対策に係る各種補助金等の皆増、地方交付税は地域社会再生事業費の創設等に伴う普通交付税の増、市債は義務教育学校整備事業債等の増となっています。

一方、歳入減となった主な科目は、道支出金1,542万9,000円（対前年度比△10.0%）、寄附金1,163万2,000円（同△59.6%）、諸収入789万8,000円（同△3.8%）などで前年度を下回りました。

その内訳としては、道支出金は子ども・子育て支援事業費補助金の皆減、治山事業費補助金の皆減、参議院議員選挙費委託金の皆減、寄附金は一般寄附金の減、諸収入は介護サービス収入の減、プレミアム付商品券売払収入の皆減となっています。

歳出（性質別分析）では、投資的経費が5億3,259万3,000円（構成比11.1%）、義務的経費が20億1,029万7,000円（同41.8%）、その他の経費が22億6,763万7,000円（同47.1%）となっています。

前年度との比較では、投資的経費が2億4,339万7,000円（対前年度比84.2%）の増、義務的経費が456万6,000円（同0.2%）の増、その他の経費が5億6,994万6,000円（同33.6%）の増となりました。

投資的経費の増は、義務教育学校整備事業における歌志内中学校の施設改修費の増によるもので、その他の経費の増は、特別定額給付金給付事業をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業の増によるものです。

(2) 特別会計。

3会計合わせて歳入総額は4億663万1,000円で、前年度と比較して7,963万4,000円（対前年度比△16.4%）の減で、その主な要因は、市営公共下水道特別会計における繰入金及び社会資本整備総合交付金の減のほか、市営神威岳観光特別会計の廃止によるものです。

歳出は、投資的経費が948万4,000円（対前年度比△75.3%）、義務的経費が1億8,969万3,000円（同△11.0%）、その他の経費が2億246万5,000円（同△12.9%）、総額4億164万2,000円で、前年度と比較して8,229万6,000円（同△17.0%）となっており、投資的経費が減となった主な要因は、市営公共下水道特別会計における公共下水道建設工事の減、義務的経費の減の主な要因は、市営公共下水道特別会計における公債費の減、その他経費の減の主な要因は、国民健康保険特別会計における広域連合負担金及び積立金の減によるものです。

3、財政構造（普通会計ベース）。

指数面では、財政の弾力性を測定する経常収支比率は91.4%（前年度96.3%）、財政力の強弱を示す財政力指数は0.110（同0.110）、公債費比率は4.4%（同6.6%）

です。

また、地方債の元利償還金に加え、下水道等の公営企業が支払う元利償還金への一般会計繰出金などを含めて算出した実質公債費比率は11.2%（同13.9%）です。

4、投資的事業（1件1,000万円以上）。

庁舎エアコン設置工事、観光施設活性化推進事業によるチロルの湯改修、改良住宅解体除却、屋上防水・外壁塗装、ボイラー取替、市営住宅ボイラー取替、歌志内中学校施設改修、歌志内中学校通信ネットワーク環境施設整備事業。

3ページの「5各会計補正予算」以下の説明につきましては、説明を省略させていただきます。

以上が令和2年度各会計決算の概要でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

午前11時03分休憩

午前11時11分再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

説明を続けます。

大家市立病院事務長。

○市立病院事務長（大家浩二君）－登壇－

議案第37号令和2年度歌志内市病院事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

令和2年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により令和2年度歌志内市病院事業会計決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、令和2年度歌志内市病院事業会計決算書により御説明いたしますので、病院事業会計決算書の8ページをお開き願います。

令和2年度歌志内市病院事業報告書でございます。朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

1、概況。

（1）総括事項。

本年度におきましても、国の「新公立病院改革ガイドライン」に基づき策定した「歌志内市立病院経営健全化計画（平成29年度～令和3年度）」を病院運営の指針に掲げ、自治体病院としての使命を果たすべく、地域医療の確保と収支改善による経営の健全化に取り組んでまいりました。

医師体制におきましては、令和元年度以降、院長1名体制となっておりますが、北海道大学病院や北海道地域医療振興財団の支援により、診療体制に支障とされない運営を維持することができました。

なお、新たに固定医師1名を確保できる見通しとなったことから、令和3年4月からは固定医師2名体制で、安定的な医療の提供に努めることといたします。

経営面では、3年ごとに負担する退職手組合追加負担金の皆減により給与費が減額となるほか、耐用年数の到来に伴う減価償却費が減額となったため、医業費用が大幅に減少することになりました。

患者動向による収入状況では、外来収益は患者数の減少から厳しい経営を強いられました

が、入院収益は、診療報酬に反映される医療必要度の高い入院患者の受入れ等で効率よく運営されたことから前年度実績を上回ることになりました。

結果として、当年度収支で1,949万5,000円の純利益が生じ、累積欠損金は、7億9,820万1,000円で本年度の事業運営を終えたところであります。

(ア) 患者の状況。

年間延べ入院患者数は、1万7,247人(1日平均47.3人)で前年度より431人(1日平均1.4人)の増加で、外来患者数は、9,814人(1日平均40.4人)で前年度より402人(1日平均2.2人)の減少であります。

(イ) 財政状況。

(収益的収入及び支出)。

財政状況につきましては、消費税及び地方消費税控除後の金額で計上しております3ページの損益計算書及び18ページ以降の収益的収入及び支出明細書により御説明申し上げます。

収益的収支につきましては、総事業収益が6億1,845万8,000円で、内訳は、医業収益が3億9,322万9,000円、医業外収益が2億1,062万9,000円、特別利益が1,460万円であります。総事業収益を前年度と比較しますと1,378万9,000円の増であります。その内訳の主なものは医業収益の入院収益が1,721万9,000円の増となる一方、外来収益が95万4,000円の減、その他医業収益が46万5,000円の減、医業外収益では、他会計補助金が2,202万4,000円の減であり、特別利益は新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金で皆増となっております。

一方、総事業費用は、5億9,896万3,000円で、内訳は医業費用が5億5,705万4,000円、医業外費用が2,731万円、特別損失が1,460万円であります。

総事業費用を前年度と比較いたしますと1,412万3,000円の減で、その内訳の主なものは、医業費用の給与費が1,111万円の減、減価償却費が1,925万6,000円の減で、医業費用総体では、3,047万6,000円の減であります。医業外費用は支払利息及び企業債取扱諸費が29万7,000円の減、雑損失が204万9,000円の増で、医業外費用総体では、175万2,000円の増であり、特別損失は新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金で皆増となっております。

(資本的収入及び支出)。

資本的収支につきましては、2ページの決算報告書及び21ページの資本的収入及び支出明細書の消費税及び地方消費税込みの金額で御説明いたします。

総収入額は、2,358万3,000円で、内訳は、出資金が1,731万6,000円、他会計繰入金が1万9,000円、補助金が624万8,000円であります。

総支出額は、4,006万2,000円で、内訳は、建設改良費が628万6,000円、企業債償還金が3,377万6,000円であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,647万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したものであります。

以上、病院事業会計の令和2年度事業概況でございます。

議案第36号と議案第37号の決算の認定につきまして一括御提案申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) これより、議案第36号令和2年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について及び議案第37号令和2年度歌志内市病院事業会計決算の認定について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 決算委員会のほうには、基本的には市長、副市長はあまり出席することがないので、この場でちょっと聞いておきたいと思います。

令和2年度ということで、コロナの時期が大変な時期だったと思います。一般会計、そのほかの3特別事業会計、これを市長はどのように今回の決算の内容を分析しているのか聞いておきたい。市立病院のほうも一緒に加えて、どういうふうに分析しているのか聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 今、決算の概要説明という部分で、令和2年度は、今女鹿議員がおっしゃいますように、コロナ禍という状況の中でございました。先ほど会計決算の概要の中でも説明申し上げたと思いますが、総合計画の後期の基本計画、さらには第2期総合戦略のスタートの年だったということでございます。併せてコロナ禍という中で1年だったというふうに思っております。

本市の財政構造につきましては、歳入の半分以上は地方交付税に委ねているという状況にあるわけでございます。先ほども御説明いたしました、そんな中での行財政の推進ということでございます。今年は感染対策を施しての事業や会議など、非常に状況によっては事業も中止ということで、大変な状況であったわけでございますが、市民の安全安心第一に進めた1年でもございました。

決算概要で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、歳入が54億2,778万5,000万と、歳出が下回って、その結果、実質収支額が2億1,561万6,000円ということで、財政状況としては黒字になっておりますので、そういう意味からすると、良好な運営だったというふうに感じております。

また、財政指標では、経常収支比率が、先ほども説明ございましたが、前年度より4.9%減少ということでございますし、公債比率も2.2%減少というふうに推移しておるわけでございまして、健全化判断比率、これらについても良好だと、こういうことになっております。

基金につきましても、そうですね、平成18年ですか、たしか3,700万円ぐらいしかなかったと思いますけれども、今年の決算につきましては財政調整基金6億9,000万円と、また減債基金4億円、公共施設等整備基金につきましても19億円ということになっております。

先ほど病院会計、病院の決算の中にも触れさせていただきましたが、令和2年と3年、今年ですね、予算を比較しますと、今年度は若干多いのかなと思いますが、設備投資とかそういった部分で4条予算のほう膨らむという状況になっておるわけでございます。

いずれにいたしましても、この決算の数値を見ますと、やはり入院患者が大きな収入を、ウエートを占めているという中で、2割程度が外来という状況になっております。

いずれにいたしましても、一般会計からの繰入れをもって病院会計を推進するという部分でもありますし、国民健康保険、後期高齢者、これらについても一般会計からの繰入れなくしてできないという中で、そういった数字を注視しながら進めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号及び議案第37号については、5名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号及び議案第37号については、5名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長が指名をいたします。

決算審査特別委員会委員に、能登直樹さん、山崎瑞紀さん、山川裕正さん、本田加津子さん、女鹿聡さん、以上のとおり指名をいたします。

議 案 第 3 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第14議案第38号令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第38号の補正予算につきまして、御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第38号令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,650万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,296万9,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第38号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうから一般会計補正予算事項別明細書の歳出につきまして御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費12目諸費22節償還金利子及び割引料313万9,000円の増額補正は、障害者自立支援給付金等負担金の精算に伴う道費支出金返還金で、令和2年度実績が確定したことに伴う返還金であります。

3項1目とも戸籍住民基本台帳費17節備品購入費20万円の増額補正は、戸籍等証明書類が複数枚にわたる場合、連続性を証明するため文字を打ちぬく機器について経年劣化により穴を開けることができなくなったことから、機器の更新を行うものです。

3款民生費2項老人福祉費1目老人福祉事業費58万3,000円の減額補正は、昨年と同じく新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して敬老会を中止し、祝い品の贈呈とするための

予算の組替えでございます。内訳といたしましては、7節報償費26万8,000円の増額補正は、予定しておりました行事における謝礼が11万1,000円の減、祝い品に係る報償品等が37万9,000円の増、10節需用費から13節使用料及び賃借料までの減額補正は、敬老会の中止により不用となる予算を減額するものでございます。

3目介護保険費14節工事請負費59万7,000円の増額補正は、デイサービスセンターの非常用放送設備が故障したことから、アンプの取替え工事を行うものです。

4項児童福祉費3目認定こども園費8節旅費8万7,000円の増額補正は、会計年度任用職員の保育教諭の中途採用により不足する通勤費予算を増額するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費、7ページにまいりまして、2目予防費12節委託料535万円の増額補正は、新型コロナワクチン接種事業における国庫負担による休日加算分で、医療機関における休日での予診実施回数1回につき2,343円、本市においては9月18日までの延べ2,283回分を見込んで計上するものです。

7款1項とも商工費1目商工業振興費18節負担金補助及び交付金370万円の増額補正は、市内中小企業等の設備更新等を支援する企業の笑顔応援補助金について、専決処分にて予算を増額したところでございますが、さらに申請が見込まれ、市内事業者に対する一層の支援が必要と判断し、当該補助金の予算を増額するものです。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費14節工事請負費200万円の増額補正は、側溝の補修や立木の伐採など市道の安全で良好な環境を確保するために必要な工事費予算を増額し、対応を図るものです。

3目橋りょう維持費12節委託料171万6,000円の増額補正は、補修を予定している橋りょうについて予測以上に損傷していることが判明し、設計内容の見直しが必要になったことに伴う委託料の増額でございます。

10款教育費3項義務教育学校費1目学校管理費12節委託料720万5,000円の増額補正は、一部改修の予定としておりました歌志内学園校舎の外壁について、老朽化により著しく劣化している状況から、より安全な教育環境確保の観点から、外壁全体の改修を行うこととして予定を変更し、新たに調査設計を委託することに伴う増額で、15款1項1目とも予備費309万円の増額補正は、歳入歳出予算の調整でございます。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開きください。

14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費負担金1節新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金535万円の増額補正は、歳出の衛生費で予算を計上した新型コロナウイルス接種事業における国庫負担の休日加算分でございます。

2項国庫補助金4目土木費補助金3節社会資本整備総合交付金115万1,000円の増額補正は、交付金対象事業の見直しに伴うもので、支出の土木費で予算を計上した橋りょうの補修事業における設計委託料の見直しに伴う増額です。

19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金2,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものでございます。

以上で、議案第38号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） まず商工費、笑顔応援補助成金の370万円なのですからけれども、今さっき

専決でされましたけれども、これは交付申請を受けて交付するまでに、こっち側の会社に先にお金を出す、ちょっとこっち側の会社は後から出す、そういうふうな交付基準に何か優越みたいなのがついていると企業側も大変困るのではないかなと思うのですけれども、その辺、交付する、決定ですよ、それはどういうふうな内容になっているのか聞いておきたいと思います。

あと教育費の学校改修の件なのですけれども、以前委員会の中で、外壁一部崩れているということで危険だということだったのですけれども、今回全体的に直すよということなのですけれども、これ720万円という、結構大きな設計委託料がかかるのですけれども、その辺はどういうふうな形で試算されたのか聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 企業の笑顔応援給付金交付決定までの経過ということでございますが、現在2次募集ということで、このたび補正させていただいた金額について、現在予定で申し込まれている方、また若干、それよりも少し余裕を持った中で補正させていただいております。

今後において、申請いただいて、公平性を保つために一応審査委員会ということで設けております。審査委員につきましては商工会議所関係者、また学識経験者ということで市内の金融機関、そして市職員として私が入って、5名の中で審査を行うこととしております。その審査委員会の中で、全て申請されたものを内容審査を行い、交付決定すべきものと判断されたものについては、今議員がおっしゃったとおり優越をつけてするのではなく、公平性を保った中で市交付決定をしているところでございますし、今後においてもそのような取組を行うように努めているところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、教育委員会に関する学校改修事業の委託料、調査設計委託料の関係について御答弁申し上げたいと思います。

内訳といたしましては、資料調査、現地調査、その他、それから改修計画立案、それからまたその他ということになっておりまして、詳細にいきますと、外壁の詳細調査、それから屋根、それから内装を含め詳細調査となっております、構造体に関わる検討や劣化度の検討、並びに修繕、改修メニューの検討及び工事工法の検討、これにおいては、学校なものですから、夏休みとか冬休みに集中して工事を行わなければならない、必要最小限の工事でコンパクトにやるということでの工事工程の検討、それから概算工事費の検討と、以上が主な項目となっております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 笑顔応援助成金なのですけれども、審査員会の中で審査されてということなのですけれども、優越をつけずということなのですけれども、申請出てきた順番にオーケーを出していくのか、まとまった状態で、まとまったときに一斉に審査して、これいついつ、5件なら5件集まったから、例えば15日にお金を出しますよ、5件分15日にお金出しますよという形で交付していくのか、ちょっとその辺、もう1回聞きたいと思います。

あと学校の外壁なのですけれども、これは調査、いろいろ、多分少し時間がかかるのかなと思うのですけれども、それはどれぐらいの期間でやって、最終的にどれぐらい、壁を直すまでにどれぐらいの期間で見ているのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 1回目の答弁で言葉少なく申し訳ございません。審査委員会行います。それは、申込み期間を設けておりますので、それでまとまって十数件というものが上がってきます。それで一括全て審査にかかります。その上で交付決定を行い、そこから事業者によっては実施期間というのがまちまちになってくると思いますので、終わった企業のほうから実績報告をいただいて、内容を確認した順から支払うこととなりますので支払いについてはまちまちかもしれませんが、審査自体は一括してまとまって行うということにしています。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、簡単な概要のスケジュール行程でございますけれども、委託業務発注においては、この後御承認いただければの話ですけれども、3月末をめどとして、委託工期予定をしております。なお、次年度以降の工事予算査定等々もございまして、概算の工事費を出すべく速やかな根拠に値する委託工期内の工期を設けまして、場合によっては補助申請に間に合うべく対応することも、実は検討しているところでございます。

併せて、それらに伴いまして工事着手というお話も先ほどいただきましたことから、できるだけ可能な限り早く対応はしたいところではございますけれども、財源の許す限り対応していきたいと考えておりますので、それら総合的に考えますと、今のところ委託業務をまず優先させて、そこで明らかに判明した次第、決定する状況になりましたら、また皆様方に議会等々で御説明させていただければと思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 7ページの土木費橋りょう維持費、橋りょう改修事業でございます。先ほどの説明で、橋りょうの損傷が著しいということでの調査設計委託料ということでしたけれども、この橋りょうの場所はどこなのか、また、その損傷の状況について質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 橋りょう名が、今目的としているのが共栄橋、ちょうど市立病院から降りていきまして突き当たりになるところの小さい橋がございまして、その共栄橋を予定してございます。当初、遠方目視点検、近接目視点検、一部行っておりましたが、劣化が進んでいるということが判明したところ、補助申請含めて協議いたしまして、このたび補正をし、もう一度、再度詳細設計を含めた設計委託を発注すべきという判断の基、このたび補正させていただいております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 目視で劣化が認められたということでございますけれども、例えばコンクリートが劣化でこう、コンクリートの一部が下に落ちているとか、そういうような劣化の状況をもうちょっと詳しく説明願います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） コンクリートが現状復旧と言いまして、原形復旧にする場合もございまして、今回の共栄橋については根固めの洗掘がかなり損傷が激しいということで、測量の部分、それから横断・縦断関係の測量に関する概要の部分特に、主にお金がかかってくることになりまして、その補正予算を組んで対応させていただいております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番(本田加津子君) 8ページの企業の笑顔応援補助金、こちらについてちょっとお聞きしたいのですが、これ今2次募集の段階に入っているということで先ほど聞いたのですが、この2次募集の期間というのは設定されているのでしょうか。

あと、最初これは企業に募集かけた時点で、最初から2次募集しようという予定とかというのはあったのでしょうか。さっき専決処分で6月30日までの申請で、金額が足りなくなったので予算を増やして業者に支払いをしましたということだったのですけれども、その時点で、まだ次から次からと申請が来ていたという状況なののでしょうか。

○議長(川野敏夫君) 虻川産業課長。

○産業課長(虻川善智君) 2次募集の期間につきましては、今月いっぱいということで予定しております。この企業応援給付金につきましては、当初から1次募集及び2次募集を行うよということでアナウンスさせていただいておりますし、議会の一般質問のほうでもそのような内容で説明させていただいたかと思えます。

当初、私どもも当初予算で見込んでおりましたが、先ほど専決処分させていただいたように、私どもが想定する以上に投資意欲というか、市内企業、個人事業主または中小企業の皆さんもあったということで、これは私どもとしては喜ばしいことかなというふうには考えております。ただ、2次募集、これは企業者ごとに、1次募集の期間で間に合う部分、また2次募集の後、1次募集を見て、こういうのがあったらまたやっていきたいなというのもあったようですので、その辺については2次募集の中で申請いただいておりますので、そこについては今回、補正の中で対応していただいたということでございます。

○議長(川野敏夫君) 本田加津子さん。

○6番(本田加津子君) 分かりました。今の課長の答弁の中で1次募集で既に何かこういったものが必要な方という申請をされた方が、また次、2次募集でこんなものも急に必要になったということでもいいのかなというようなニュアンスで理解したのですけれども、これは一つの事業所で一つとか、そういう決まり事というのはないのですね。必要な設備とか、いろいろたくさんあると思うので、その都度、一つの事業所でここまでですよという決まりはないということなののでしょうか。

あと、今2次募集受けていると思うのですけれども、既に何件か申請が上がっていると思うのですが、これは今のところどのくらい件数が上がってきているのかお聞かせください。

○議長(川野敏夫君) 虻川産業課長。

○産業課長(虻川善智君) 1事業所、1年度1回限りということではさせていただいております。先ほど私のほうからお話ししたのは、各事業所において予定している事業ごとに、年度末、年始、いろいろあるかと思えます。また、最初、1次募集は間に合わなかったけれども、2次募集では間に合うというような事業者もあると思えますので、そういう意味では、1次募集、2次募集ということで考えておったところでございます。

また、現在、補正予算、今回2次募集では、今のところ13事業所程度を予定しております。そのほかに2事業者か3事業者分ということで、余裕を持った中で370万円という補正予算をさせていただいたところでございます。

○議長(川野敏夫君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時49分 散会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 女 鹿 聡